

プロトコル・ベースのプラットフォーム規制

○八田真行 (Masayuki Hatta)

Keywords : プラットフォーム規制、情報政策、競争政策、インターネットガバナンス、インターネットの自由

1 目的

本研究の目的は、プロトコル・ベースのプラットフォーム規制に関して最近の議論を整理し、日本における適用可能性を探ることである。近年、いわゆる GAF A に代表される巨大プラットフォーム企業の影響が取り沙汰され、世界的に規制の動きが強まっている。EU や日本のみならず、GAF A が本拠を構え、伝統的に規制を忌避する傾向が強い米国においても、元法学教授で大統領候補でもあるウォーレン上院議員が規制私案[1]を発表するなど議論が活発化している。本研究ではこれら既存の規制案を批判的に検討した上で、Masnick[2]のアイデアに基づき、「プロトコル・ベースの」プラットフォーム規制を提案する。これは、企業を分割するのではなく、(オープンな)プロトコルとその実装者を分離することで、競争を促すと共にユーザがより大きな選択権を持つことを可能とする「技術的な」規制手法である。

2 方法

本研究は事例研究であり、まず先掲の EU の規制案、日本の公取委の指針案、ウォーレン案の内容を検討する。その上で、既存の規制手法をいくつかの類型に整理し、それらの限界を論じると共に、新たな考え方としてプロトコル・ベースのプラットフォーム規制を位置づける。

3 結果

本研究では、これまでの規制手法を①コンテンツ規制②デジタル課税③独占禁止法④個人情報保護法という 4 類型に整理する。しかし①に関しては言論の自由の観点から批判があり、②に関しては他業種との垣根が低くなった IT 企業をどう定義するのかという問題があり、③に関してはネットワーク効果が競争力の源泉でもあるプラットフォームを分割することに批判がある。④に関しても、そもそもデータを収集することが既存プラットフォームのビジネスモデルの根幹である以上、法規制による透明性の確保には限界があると考えられる。これらに関して、プロトコル・ベースのプラットフォーム規制が一定の解決策となり得ることを示した。

4 結論

以上により、プロトコル・ベースのプラットフォーム規制を、伝統的な「インターネットの自由」概念とも親和的で、よりユーザの立場から見て好ましい規制パラダイムとして位置づけることができた。

【主要参考文献】

[1]<https://bit.ly/2SRNI5>

[2]<https://bit.ly/2m5CDtz>